

武庫川水系河川整備計画フォローアップ懇話会開催要綱

(目的)

第1条 武庫川水系河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）に基づき、河川整備計画の着実な推進を図るため、同計画に位置づけた施策や事業の実施状況等について、学識経験者や地域住民等に報告し、意見を聴くことを目的として「武庫川水系河川整備計画フォローアップ懇話会（以下「懇話会」という。）」を開催する。

(検討事項)

第2条 懇話会で検討する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 河川整備計画に位置づけた施策や事業の実施状況及びその推進に関すること。
- (2) P D C A（PLAN(計画)・DO(実施)・CHECK(点検・評価)・ACTION(改善)）サイクルの考え方に基づいた前号の進行管理の仕組みに関すること。

(運営)

第3条 懇話会は、次の各号に掲げる者をもって構成することとし、その構成員は別紙のとおりとする。

- (1) 学識経験者
 - (2) 流域市の職員
 - (3) 住民団体等関係者
 - (4) 公募構成員
- 2 懇話会の開催に係る構成員の招集は、県土整備部土木局武庫川総合治水室長（以下「武庫川総合治水室長」という。）が行う。
- 3 構成員は、事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、あらかじめ武庫川総合治水室長の承認を得て、代理人を出席させることができる。ただし、第1項第1号及び第4号に掲げる者については、この限りでない。
- 4 懇話会の議事を進行するため、構成員の中から、座長を選任する。
- 5 座長は、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- 6 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 武庫川総合治水室長が必要と認めたときは、構成員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 懇話会は、公開とする。ただし、懇話会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
- 9 議事録、議事要旨及び懇話会資料は、原則として公開とする。

(謝金及び旅費)

第4条 構成員(第3条第1項第2号に掲げる者を除く。)が懇話会に出席し、又は懇話会の開催のために必要な業務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金及び旅費を支給する。

2 構成員(第3条第1項第3号に掲げる者に限る。)の代理人が懇話会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金及び旅費を支給する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

(略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

【別紙】懇話会構成員

(1) 学識経験者 (◎は座長)

- ◎大石 哲 神戸大学教授
- 宇田川真之 人と防災未来センター研究主幹
- 上甫木昭春 大阪府立大学大学院教授
- 竹林洋史 京都大学防災研究所准教授
- 服部 保 兵庫県立大学名誉教授

(2) 流域市の職員

- 林 泰三 神戸市建設局防災部長
- 尾崎和之 宝塚市都市安全部長

(3) 住民団体等関係者

- 藤原軍次 尼崎市社会福祉協議会理事長
- 藤村晴彦 三田市区・自治会連合会会長

(4) 公募構成員

- 大北慶隆
- 北添慎吾